The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

| | |
|---|---|
| Title | インラインリンクと著作権と発信者情報開示請求 : 〔ペンギンパレード写真事件〕にみる諸論点 |
| Author(s) | 青木, 大也 |
| Citation | Law & Technology. 2019, 84, p. 56-65 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/81461 |
| rights | |
| Note | |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

# 論説・解説

# インラインリンクと著作権と発信者情報開示請求

## ――〔ペンギンパレード写真事件〕にみる諸論点――

大阪大学准教授　青　木　大　也

## 1　はじめに

アップロードされた著作物に係るコンテンツに対してリンクを付する行為が、著作権法上どのような評価を受けるか、という問題については、議論の続いている状況にある。そのような中で、札幌地判平30・6・15（平成28年(ワ)第2097号）〔ペンギンパレード写真事件〕[1)2)]は、発信者情報開示請求に係る事案であるが、後述のインラインリンクを付する行為と著作権法に係るさまざまな論点が争いになり、結果として、違法にアップロードされた画像ファイルに対するインラインリンクを付する行為について、著作権侵害の幇助にあたるとして、請求を（一部）認容した。本稿は同事件を素材に、事件の相次ぐリンクと著作権法をめぐる議論状況、および近時の多くの事例が発信者情報開示請求事件であることに鑑み、発信者情報開示請求事件におけるリンクを付する行為の取扱いにつき、若干の整理・検討を試みる。

## 2　事案の概要[3)]

原告は本件写真の著作者であり、©マーク表示および手書きのサインを埋め込んだ状態で、原告ウェブサイト上で公表していた。

「氏名不詳者（以下『発信者C』という。）は、原告に無断で、本件写真の画像ファイルをインターネット上（http://〈省略〉。以下、同URLに係るウェブサイトを『侵害サイトA』という。）にアップロードした（……。以下、侵害サイトAにアップロードされた本件写真の画像ファイルを『画像A』という。）」。

「また、氏名不詳者（以下『発信者D』という。）は、本件写真の周囲を緑色の枠で縁取り、本件氏名表示が見えなくなるように加工した画像ファイルを、インターネット上（http://〈以下省略〉。以下、同URLに係るウェブサイトを『侵害サイトB』という。）にアップロードした（……。以下、侵害サイトBにアップロードされた本件写真を加工した画像ファイルを『画像B』という。）」。

「別紙侵害サイト目録（被告GMOインターネット株式会社関係）記載及び別紙侵害サイト目録（被告GMOペパボ株式会社関係）記載の侵害サイト（以下、単に『侵害サイトF2①』などという。）のうち、侵害サイトF5③……には、画像AのURLへのインラインリンクが設定されており、上記各侵害サイトにアクセスすると、閲覧者の端

1）Westlaw Japan 2018WLJPCA06156001。なお本判決に関連した論考として、谷川和幸「発信者情報開示請求と支分権主義――『一体的な複製』論を契機として」福岡大学法学論叢63巻4号841頁がある。なお同857頁によれば、本判決については控訴されているとのことである。

2）なお、札幌地方裁判所は一つの事件である〔ペンギンパレード写真事件〕を五つに分離し、本判決を含む五つの判決を下しているようである。残りの四つは、①札幌地判平29・6・14・2017WLJPCA06146012、②札幌地判平30・4・27・2018WLJPCA04276004、③札幌地判平30・5・18・2018WLJPCA05186003、④札幌地判平30・6・1・2018WLJPCA06016002である。

3）本判決では多数のウェブサイトが別紙に一覧掲載されているが、議論が共通するため、本稿との関係では、侵害サイトF5③、F2①、G2①、G2②のみ扱うこととする。

末上に画像Aが表示される……。また、侵害サイトＦ２①……には、画像BのURLへのインラインリンクが設定されており、上記各侵害サイトにアクセスすると、閲覧者の端末上に画像Bが表示される」。

「インラインリンクとは、リンク元のウェブページが立ち上がった時に、ユーザーの操作を介することなく、自動的にリンク先のウェブサイトの画面又はこれを構成するファイルが当該ユーザーの端末に送信されて、リンク先のウェブサイトがユーザーの端末上に自動表示されるように設定されたリンクをいう」。

## 3　判　旨

「……各侵害サイトによる著作権及び著作者人格権の侵害態様については、同別紙『当裁判所の判断』欄における『侵害態様』欄及び『元画像』欄記載のとおりであると認められる。その理由は、以下のとおりである」。

### (1)　認定事実（「侵害態様」欄に「複製」、「複製（画像）」との記載がある侵害サイトについて（複製型））

「……上記各侵害サイトにおいて表示される画像ファイルを画像A又は画像Bと比較対照すると、上記各侵害サイトの画像ファイルは、画像A又は画像B（その内訳は、各「元画像」欄記載のとおりである。）を縮小した上、指定の大きさにトリミング（画像の上下左右を切り取り、指定した大きさに変更すること。）したものであると認められる。

そして、『侵害態様』欄に『複製（画像）』との記載がある各侵害サイトについては、……前記各サイトの各発信者が、画像A又は画像Bをトリミングした各画像を複製し、複製したデータをサーバー上にアップロードすることによって、これを不特定多数の者が閲覧できる状態に置いたものと認められる。

他方、『侵害態様』欄に『複製』との記載がある侵害サイトである侵害サイトＧ２①については、……同サイトに係る発信者は、同サイト上に侵害サイトＧ２②の画像を表示させるようなHTMLコード（img要素src属性）を入力してアップロードし、同サイト内に画像Aを複製した画像である侵害サイトＧ２②を表示させ、これを不特定多数の者が閲覧することができる状態に置いたものと認められる。この認定事実は、すなわち、侵害サイトＧ２①に係る発信者が、侵害サイトＧ２②のURLへリンクを設定し、侵害サイトＧ２①の閲覧者の端末上にこれを表示させていることを示すものであるが、……侵害サイトＧ２①と侵害サイトＧ２②は共通のサーバー内に蔵置されたものであること、侵害サイトＧ２①がいわゆる『まとめサイト』であって、サイトを開設し、これに記事を投稿する者以外の第三者が画像等のデータをアップロードすることは通常想定されないことが認められることからすると、侵害サイトＧ２①に係る発信者と侵害サイトＧ２②に係る発信者は同一であり、同発信者は、侵害サイトＧ２①の投稿記事においてこれを利用する目的で画像Aを複製して侵害サイトＧ２②にアップロードし、侵害サイトＧ２①にリンクを設定したものと認められる。そうすると、画像Aを複製しこれをサーバー内に蔵置する行為と、同画像のURLに対するリンクを含む記事を投稿しこれをサーバー内に蔵置する行為は、一体的な複製として捉えるべきである（後述するインラインリンク設定型は、画像を蔵置した発信者とリンクを設定した発信者が異なるから、これについての説示があてはまるものではない。）」。

### (2)　認定事実（「侵害態様」欄に「インラインリンク」との記載がある侵害サイトについて（インラインリンク設定型））

「上記各侵害サイトに、『元画像』欄記載の画像ファイル（画像A又は画像B）に対するURLへのインラインリンクが設定されていると認められることは、前記……のとおりである」。

### (3)　複製型の各侵害サイトについて

「……複製型の各侵害サイトに係る発信者らは、画像A又は画像Bを縮小又はトリミングした画像並びにこれを含む記事を、各侵害サイト上にアッ

プロードしているものと認められる。

そして、画像Aが本件写真を複製したものであること、画像Bが本件写真の周囲を緑色の枠で縁取ったものであることは前記……のとおりであることからすれば、画像A又は画像Bを縮小又はトリミングした上記各侵害サイトの画像も、本件写真に依拠し、これを有形的に再製したものといえる。

したがって、上記各発信者が上記各侵害サイトに画像A又は画像Bを縮小又はトリミングした画像並びにこれを含む記事をそれぞれアップロードした行為により、少なくとも原告の本件写真に関する著作権（複製権）が侵害されていることは明らかである」。

**(4) インラインリンク設定型の各侵害サイトについて**

「インラインリンク設定型の各侵害サイトには画像A又は画像BのURLへのインラインリンクが設定されており、これによって、同サイトを閲覧した者の端末上に画像A又は画像Bが表示されるものであることは前記……のとおりである。そして、前記……説示したインラインリンクの仕組みを踏まえると、上記各侵害サイトにアクセスした者の端末上に画像A又は画像Bが表示されるのは、上記各侵害サイトに係る発信者が、上記各侵害サイトに投稿された記事において画像A又は画像BのURLへインラインリンクを設定すること（以下『インラインリンク設定行為』という。）で、同URLから閲覧者の端末へ画像A又は画像Bのデータが直接送信されるためであるといえる。

そうすると、インラインリンク設定行為によって画像A又は画像Bが上記各侵害サイト上に表示されているとしても、同侵害サイトのURLに画像A又は画像Bのデータが送信されたり、また、同URLからユーザーの端末へ同データが送信されたりすることはないから、インラインリンク設定行為は、それ自体として、画像A又は画像Bのデータを送信し、又はこれを送信可能化するものであるとはいえず、本件写真の公衆送信権を侵害するものであるとはいえない。

また、インラインリンク設定行為により、画像A又は画像Bのデータは、上記各侵害サイトのサーバーを介することなく直接閲覧者の端末に送信されており、この過程で画像A又は画像Bの画像ファイルが複製されているといった事実も認められないことからすれば、インラインリンク設定行為が本件写真の複製権を侵害するものであるともいえない」。

「原告は、インラインリンク設定行為によって、同サイトにアクセスした者に対して何らの作為を要求することなく画像A又は画像Bを閲覧させており、画像A又は画像Bの表示に関して強い支配性を有するというべきであるから、インラインリンク設定行為を行った発信者らを著作権侵害の主体として評価すべきであると主張する。しかし、本件写真を改変した画像ファイル（画像A又は画像B）をサーバーに入力し、これを公衆送信し得る状態を作出したのは発信者C又は発信者Dであって、インラインリンク設定行為を行った発信者らは、同行為によって既に公衆送信されている画像A又は画像Bを利用しているにすぎないことからすれば、上記送信の主体は、発信者C又は発信者Dと見るべきであって、インラインリンク設定行為を行った発信者を公衆送信権侵害の主体と見ることはできない。複製権侵害についても、その一次的な責任は画像A又は画像Bをアップロードした発信者C又は発信者Dが負うべきであって、その他の発信者らはインラインリンク設定行為によってこれを利用しているにすぎないことからすれば、その主体をインラインリンク設定行為に係る発信者らと評価することは困難であるといわざるを得ない。

原告は、インラインリンク設定行為を行った発信者らは、自身のウェブサイト上に画像A又は画像Bを表示させることにより利益を得ているのであって、このことからすると、上記各発信者らについても著作権侵害の主体として評価すべきであるとも主張するが、本件全証拠を精査しても、上記各発信者らが、上記侵害サイト上に画像A又は画像Bを表示させることにより利益を得ていると

認めるに足りる的確な証拠はないから、原告の上記主張は採用することができない」。

「他方で、……発信者C又は発信者Dは、本件写真の著作権者たる原告の許諾なく、本件写真を画像A又は画像Bとして複製し、これらの画像をインターネット上にアップロードすることで、不特定多数の者が閲覧できる状態に置いたことが認められるから、発信者C又は発信者Dには、本件写真の複製権侵害及び公衆送信権侵害が明らかに認められるというべきである。

そして、インラインリンク設定行為を行った発信者らは、インラインリンク設定行為によって、閲覧者の何らの作為を要することなく、自身のブログ記事に画像A又は画像Bを表示させ、侵害サイトA又は侵害サイトBを閲覧した者だけでなく、インラインリンク設定型に係る各侵害サイトを閲覧した者も画像A又は画像Bを閲覧することができるような状態を作り上げ、不特定多数の者が画像A又は画像Bにアクセスしてこれを閲覧することを容易にしたものと評価することができる。そうとすれば、インラインリンク設定行為を行った発信者らは、少なくとも発信者C又は発信者Dによる公衆送信権侵害を幇助しているといえ、発信者C又は発信者Dとともに本件写真に関する原告の著作権を侵害していることは明らかであるというべきである」。

「以上によれば、インラインリンク設定型の各侵害サイトについても、同侵害サイトに係る発信者らによって原告の本件写真に係る著作権（公衆送信権）が侵害されていることは明らかであるというべきである」。

## 4　インラインリンクと著作権侵害

### (1)　本判決の意義

本判決は3(2)(4)で述べたとおり、違法にアップロードされた画像ファイルにインラインリンクを付する行為について、当初の違法アップロード行為者による公衆送信権侵害の幇助に該当することを認め、発信者情報開示を肯定した点で特徴的であり、本類型の事件において新たな争い方を肯定したものと評価できよう。

### (2)　直接侵害の成否

本判決はまず、インラインリンクを付する行為について、そのしくみから、違法にアップロードされた画像データの「送信」も「送信可能化」も行われていないとして、公衆送信権侵害を否定した。また、同画像が複製されていることもないとして、複製権侵害も否定した。

インラインリンク単体をとらえた場合の上記の帰結自体は、従前の大阪地判平25・6・20判時2218号112頁〔ロケットニュース24事件〕、東京地判平28・9・15判時2382号41頁〔Twitterリツイート事件1審〕、知財高判平30・4・25判時2382号24頁〔Twitterリツイート事件控訴審〕と共通するものである[4)]。学説上もリンク一般についてはその違法性を否定する立場が有力と思われる

4）　なお、①札幌地判平成29・6・14前掲〈注2〉では、「侵害サイトD2、侵害サイトE1及びE8の各ウェブサイト上には、本件写真の複製物（改変されたものを含む。）が掲載されていたことは当事者間に争いがないところ、……これらのサイトに係る発信者は、原告がウェブページ上で公開した本件写真に係る複製物をさらに複製したものを被告らが提供するサーバーに記録し、又は原告がウェブページで公開した本件写真に係る複製物が含まれるウェブページにURLをリンクさせることにより、本件写真の複製物を不特定多数の者に送信可能な状態においているものと認めることができる。そして、これらのウェブサイトは、これらのウェブサイトにおけるリンク先のウェブページを含めて、その体裁からすると、原告がウェブページで公開している本件写真を複製することや送信可能な状態に置くことについて許諾を与えたものとは到底認めがたいから、これらのウェブサイトの発信者らによる行為は、原告の本件写真に係る著作権を侵害していることは明らかであるというべきである」との判示がなされている。明確な言及はないものの、谷川・前掲〈注1〉843頁注6にて指摘のあるように、リンクを付する行為それ自体を送信可能化行為と捉えている節があり、仮にそうだとすれば、従前の流れから逸脱した裁判例と評価することになるだろう。なお高瀬亜富「〔Twitterリツイート事件控訴審〕判批」コピライト690号42頁では、同判示について、「複製権及び公衆送信権の侵害を認めたもの」と言及されている。同判決の意義につき、小泉直樹「リーチサイトとブロッキング」コピライト694号3頁では、「同様の考え方が採用された場合、リンク行為者を侵害主体とみて差止請求を行う可能性を開くものといえよう」と指摘されている。なお、特殊な事例ではあるが、千葉地判平28・4・28（平成27年(ワ)第244号）およびその控訴審である東京高判平28・11・17（平成28年(ネ)第2919号）も参照。また、近時の東京地判平31・2・28（平成30年(ワ)第19731号）〔たぬピク事件〕は、メール添付の形で画像をアップロードした者と、それに対応したURL情報を入手しインラインリンクを投稿した者とが同一人と認定されたうえで、ではあるが、「本件

が[5]、違法性を肯定する余地を認める見解もある[6]ほか、インラインリンクについては別途考慮されうるとの指摘もある[7]。もちろん、先行して問題のコンテンツを違法にアップロードした者と、リンクを付した者が同一人である、あるいは共同している等の事情があれば、別の問題となろう[8]。

### (3) 規範的侵害主体論の適否

次に本判決では、原告の主張に応答する形で、インラインリンクを付する行為自体が直接著作権侵害行為に該当しないとしても、インラインリンクを付する行為を規範的に評価して、当初のアップロードされた画像ファイルに係る公衆送信権侵害の主体と整理できるかという点について、検討を加えているようにみえる。原告は（おそらく最判昭63・3・15民集42巻3号199頁〔クラブキャッツアイ事件〕に則り）支配管理性と利益性の主張を行ったが、利益性についてはそのような認定ができないとされているのみであるので、以下では前者に係る本判決の応答について注目する。

この点について裁判所は、「自動公衆送信が、当該装置に入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する装置の使用を前提としていることに鑑みると、その主体は、当該装置が受信者からの求めに応じ情報を自動的に送信することができる状態を作り出す行為を行う者と解する」とした最判平23・1・18民集65巻1号121頁〔まねきTV事件最判〕の判示を彷彿とさせるいい回しで、これを退けている。この点は〔Twitterリツイート事件控訴審〕と共通するものであり、（送信可能化行為をベースにした）物理的なあり様を中心に検討を加える立場と評価されよう。もっとも、〔Twitterリツイート事件控訴審〕では、カラオケ法理（〔クラブキャッツアイ事件〕）のほか、最判平23・1・20民集65巻1号399頁〔ロクラクII事件最判〕も参照して（一応簡単ではあるが）検討を加えているのに対して、本判決はそのような素振りが見当たらないようである。〔まねきTV事件最判〕は一般に、規範的侵害主体論を検討したものではなく、（複数の主体が関与す

---

画像は、……本件投稿に先立って、インターネット上にアップロードされているが、この段階では、本件画像URLは『up@vpic（省略）』にメールを送信した者しか知らない状態にあり、いまだ公衆によって受信され得るものとはなっていないため、本件画像を『up@vpic（省略）』宛てにメール送信してアップロードする行為（本件画像アップロード）のみでは、公衆送信権の侵害にはならないというべきである」としつつ、「本件画像URLが本件掲示板に投稿されることにより、本件掲示板をスマートフォンで閲覧した者は、本件画像URL上にアップロードされている本件画像を本件掲示板上で見ることができるようになる。そうすると、本件投稿自体は、URLを書き込む行為にすぎないとしても、本件投稿をした者は、本件画像をアップロードし、そのURLを本件掲示板に書き込むことで、本件画像のデータが公衆によって受信され得る状態にしたものであるから、これを全体としてみれば、本件投稿により、原告の本件写真2に係る公衆送信権が侵害されたものということができる」として、アップロード行為だけでは足りず、インラインリンクを付する行為まで含めて一体として公衆送信権侵害を肯定するという判示を行っている。この事件で問題となったシステムが、単に画像がアップロードされただけではURLを知り得る者が相当程度限定されるものであったことに加え、請求内容が当該URL情報の投稿者に係る発信者情報開示であることから、当該投稿自体を著作権法上の侵害行為とする必要があると裁判所が考えた結果のものと推察されるが、本稿のテーマとの関係では、仮にこの判決が(次に述べる規範的侵害主体論を用いずに)公衆送信権侵害の成立にインラインリンクを必要的なものとした事例であるとすると、インラインリンクを付する行為自体が公衆送信権侵害行為（支分権該当行為）に必要的なものとして格納される場合があることになり、（それ単体で著作権侵害行為に該当しない点では変わらないとしても）従前の一般的な理解からは距離のある判示と整理されることになろう。

5） 違法性を否定するものとして、佐野信「インターネットと著作権」牧野利秋＝飯村敏明編『新・裁判実務大系㉒著作権関係訴訟法』456頁、大須賀寛之「インターネットをめぐる著作権侵害について」牧野利秋ほか編『知的財産法の理論と実務　第4巻』293頁、大渕哲也「著作権間接侵害の基本的枠組（前編）」著作権研究38号45頁、小倉秀夫＝金井重彦編著『著作権法コンメンタール』（小倉秀夫＝土谷喜輝）105頁～106頁、中山信弘『著作権法〔第2版〕』252頁、茶園成樹「EUにおける公衆への伝達権とリンク」渋谷達紀先生追悼『知的財産法研究の輪』617頁、奥邨弘司「インターネットと著作権」法教449号40頁～41頁等。

6） 福市航介「〔Twitterリツイート事件1審〕判批」著作権研究44号149頁以下、福市航介「リンクと自動公衆送信権」コピライト682号24頁、野口明生「リンクと送信可能化行為」パテント71巻8号60頁参照。

7） 〔ロケットニュース24事件〕に関連し、角田政芳「リーチサイトと著作権の間接侵害」土肥一史先生古稀記念『知的財産法のモルゲンロート』571頁。また、江森史麻子「フレームリンクと著作権」渋谷達紀先生追悼『知的財産法の輪』586頁も参照。

8） 「本件記事を投稿した発信者は、……ダウンロードサーバに本件漫画の電子ファイルをアップロードした者と同一人であると認めるのが相当であり、仮にそうでないとしても、少なくともアップロード者と共同して主体的に原告の公衆送信権を侵害したものである」と判示する東京地判平26・1・17（平成25年(ワ)第20542号）〔どーじんぐ娘。事件〕参照。

る場合における）自動公衆送信の（物理的な）行為主体を明らかにしたものと解されていることからすると[9]、本判決の応答は原告の主張に対して必ずしもストレートな対応にはなっていないのかもしれない。

なお、東京地判平30・1・30（平成29年(ワ)第31837号〔CAD事件〕は、インラインリンクに関する事例ではないものの、他人が違法にアップロードしたソフトウェアに係るURLをネットオークション経由で有償にて教示する行為に関して、諸事情を認定し、公衆送信権侵害等を肯定しており、この判決の評価として、規範的侵害主体論を採用したものとする指摘がある[10]。学説上も、批判はあるものの[11]、規範的侵害主体論の適用余地があること自体は指摘されているところである[12]。

### (4) 幇助構成の成否

上記のように、本判決は直接侵害の成立を否定し、また規範的侵害主体論についても否定的な判断を下したが、一方で、インラインリンクを付することが公衆送信権侵害の幇助に該当するとした。学説上も（インライン）リンクによる著作権侵害幇助の可能性は指摘されており[13]、また〔ロケットニュース24事件〕においてもその余地が認められていたが、実際にこれを肯定した点に本判決の特徴がある[14]。

本判決の判示は、違法な画像ファイルのアップロードを前提に、インラインリンクの特殊性から、当初と比較して閲覧可能者を拡大させるような状態を作出したことを指摘し、「不特定多数の者が画像A又は画像Bにアクセスしてこれを閲覧することを容易にした」と評価して、当初の公衆送信権侵害の幇助を認めるというものである[15]。

帰結として、素直に判示を読む限りでは、違法アップロードがある場合のインラインリンク一般に及びそうないい回しであるが、従前幇助に該当しないとした〔ロケットニュース24事件〕や〔Twitterリツイート事件控訴審〕との関係が問題となろう。このうち〔ロケットニュース24事件〕では、アップロードされた問題の動画の違法性が明らかでなかったことに加え、「被告は、……『ニコニコ動画』への本件動画のアップロードが著作

---

9） 山田真紀「〔まねきTV事件最判〕判解」平成23年最判解民事編(上)48頁。〔Twitterリツイート事件控訴審〕に関連して作花文雄「リンキングに関する著作権問題の動向（「embedding」設定サイトに係る法的責任）――リンキング許容性の下における著作物利用行為性の生ずる「Context」の検証」コピライト695号40頁以下も参照。

10） 判決では「①被告は、ヤフオクにおいて、あくまで『DRA-CAD11』建築設計・製図CAD自体をオークションの対象物と表示して出品しており、『商品説明』欄には『DRA-CAD11』、『注意事項』欄には『ダウンロード品同等』『インストール完了までフルサポートさせて頂きます』、『発送詳細』欄には『ダウロード販売』と記載されていたこと、②かかる表示を見てオークションに入札した顧客も、当然、本件ソフトウェアを安価に入手する意図で入札を行ったと推認できること、③被告は、顧客に対し、本件ソフトウェア及びそのアクティベーション機能を担うプログラムのクラック版（いずれも原告の無許諾）のダウンロード先をあえて教示し、かつこれらの起動・実行方法を教示するマニュアル書面を提供し、その結果、顧客が、本件ソフトウェア（無許諾品）を入手した上、本件ソフトウェアで要求されるアクティベーションを回避してこれを実行することができるという結果をもたらしており、被告の上記行為は、かかる結果を発生させるのに不可欠なものであったこと、④被告は、営利目的でかかる行為を行い、……多額の利益を得ていること」が掲げられた。〔まねきTV事件最判〕との関係も含め、谷川和幸「〔CAD事件〕判批」福岡大学法学論叢63巻1号229頁～234頁参照。この判決について、〔ロクラクII事件最判〕にて触れられた「複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素」を考慮したものと評価するものとして、小泉直樹「〔CAD事件〕判批」ジュリ1521号9頁、高瀬・前掲〈注4〉43頁参照。

11） 奥邨弘司「違法公開著作物へのリンク・リーチサイトと著作権―日米欧の議論の状況」NBL1121号16頁。

12） 田村善之『著作権法概説〔第2版〕』187頁では、「公衆送信の主体がリンク先ではなくリンクを張った方となると解釈する（公衆の受け取り方を基準とすることになろう）という便法を採ること」を示唆される。茶園・前掲〈注5〉618頁～619頁、小泉直樹『知的財産法』292頁等も参照。

13） 茶園・前掲〈注5〉619頁注53、中川達也「リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応」ジュリ1499号25頁、角田・前掲〈注7〉571頁等参照。ただし、奥邨・前掲〈注11〉16頁参照。

14） なお、本判決は発信者情報開示請求の事案であるが、一般的に幇助者に対する差止請求は認められないと考えられているため、幇助構成を採用する場合、差止請求が難しくなる点に留意する必要がある。大阪地判平15・2・13判時1842号120頁〔ヒットワン事件〕等を参照。奥邨・前掲〈注11〉16頁も参照。

15） なお、理論上、幇助の対象となる行為は、すでに完了している送信可能化ではなく、その後の公衆送信であろう。中川・前掲〈注13〉25頁、谷川・前掲〈注10〉228頁参照。

権者である原告の許諾なしに行われたことを認識し得た時点で直ちに本件動画へのリンクを削除している」ことに鑑み、インラインリンクを付する行為について、「第三者による著作権侵害につき、これを違法に幇助したものでもなく、故意又は過失があったともいえない」と判示しており、（理論上どの要件との関係かは明らかではないものの）[16] 少なくともリンクの削除が注目されていた点で、本判決との区別は可能であろう。一方で〔Twitter リツイート事件控訴審〕は、「本件リツイート行為が上記の自動公衆送信行為自体を容易にしたとはいい難いから、本件リツイート者らを幇助者と認めることはできず、その他、本件リツイート者らを幇助者というべき事情は認められない」とのみ言及するにとどまる。これが〔まねきTV 事件最判〕で言及される「当該装置が受信者からの求めに応じ情報を自動的に送信することができる状態を作り出す行為」自体を容易にしない限り幇助を認めないという趣旨だとすれば[17]、本判決とは理論的に異なる判示と整理することになるように思われるが、具体的な事実としては、Twitter 上にいったんアップロードされた写真のリツイートによる拡散[18] と、おそらく、いわゆるまとめサイトに関連するファイル保管用 URL にアップロードされた写真のまとめサイトによる拡散とで、具体的な送信増大の危険性において区別が可能かもしれず[19]、〔Twitter リツイート事件控訴審〕が続けて述べる「その他、本件リツイート者らを幇助者というべき事情」の存否にも鑑みると、事実の違いとの整理もあり得ないではないだろう。そうだとすると、本判決は一般論としては広く読めるものの、程度問題を含んでいることになろう。

なお、幇助に係る故意・過失につき、本判決においては認定がない。これは後述のとおり、おそらく本件が発信者情報開示請求に係る事案であることに起因すると思われるが、検討するとすれば、学説上、〔ロケットニュース24事件〕の判示に示唆されている「著作権者の明示又は黙示の許諾なしにアップロードされていることが、その内容や体裁上明らかではない」場合や、個人創作で依拠性／類似性を欠く可能性がある場合等に、故意・過失が否定されるとの指摘がある[20]。本判決に関していえば、おそらくいわゆるまとめサイト関連の事例であることや、少なくとも画像Ａについては著作者のサイン等が入っていたこと等が、故意・過失を肯定する方向に評価され得る事情といえようか。

## 5　発信者情報開示請求との関係

上記のとおり、本判決は、インラインリンクを付した者について、著作権法上、公衆送信権侵害に係る幇助に該当することを認めた。ただし、本件が発信者情報開示請求に係るものであったことからすると、さらに検討を要する事項があると考えられる。以下ではその点について簡単に検討を加える。

### (1)　幇助者に対する発信者情報開示請求

発信者情報開示請求については、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下、プロバイダ責任制限法という）上の文言である「侵害情報の流通によって」という要件につき、直接侵害を念頭に、すでに議論がなされているところである[21]。また、規

16）村林隆一＝大江哲平「〔ロケットニュース24事件〕判批」知財ぷりずむ13巻145号37頁。
17）高瀬・前掲〈注４〉45頁参照。
18）リツイートによる拡散については、谷川和幸「〔Twitter リツイート事件控訴審〕判批」福岡大学法学論叢63巻２号523頁を参照。また、幇助に関する文脈ではないが、リツイートの評価につき、青木大也「〔Twitter リツイート事件１審〕判批」ジュリ1520号124頁も参照。
19）〔CAD 事件〕に関する理解ではあるが、谷川・前掲〈注10〉228頁～229頁参照。また、〔Twitter リツイート事件控訴審〕を批判する文脈であるが、作花・前掲〈注９〉40頁も参照。
20）中川・前掲〈注13〉26頁。
21）著作権侵害事例につき、東京地判平22・12・７（平成22年(ワ)第5406号）参照。また総務省・利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会「プロバイダ責任制限法検証に関する提言」15頁～16頁、大村真一「プロバイダ責任制限法の概要

範的侵害主体論の採用にあっては、そのような主体について同要件を充足することができるのか、という問題も生じ得よう[22]。

そのうえで、本判決との関係では、公衆送信権侵害を幇助した者についても発信者情報開示の要件を充足するのかという点が、問題となりうる。この点、従前の裁判例として、プライバシー権侵害に関する事例ではあるが、東京地判平26・9・17・2014WLJPCA09178014は、本件引用記事がプライバシー権侵害に該当することを前提に、「本件投稿は、本件引用記事をリンク先として掲げるものであり、その表示（URL）そのものは文字や記号の羅列であるが、インターネット上に掲載されているものであるから、本件投稿を通じて本件引用記事に容易にアクセスできるようになっている。……このように、本件投稿は、原告のプライバシー権を侵害する記事を、インターネット上で本件引用記事以上に広範囲に広めるものとなっており、本件投稿の流通によって原告の権利侵害が助長されていることは明らかであるといえる」と判示しており、おそらく原告主張であるプライバシー権侵害の幇助を根拠に、発信者情報開示を肯定したものと思われる。一方、東京高決平27・4・28（平成27年(ラ)579号）は、発信者情報開示請求権の発生には、権利の侵害が特定侵害情報の流通によって生じたことが必要であるとしたうえで、問題となっているリンク情報についてはそれが流通すること自体によって権利者の権利を侵害するものとは認められないことを前提に、（問題となっているリンクがインラインリンクなのかははっきりしないものの）リンク情報自体を文字データであるURLの情報にすぎないと評価して、幇助に係る発信者情報開示請求を認めなかった[23]。この判決は先に触れた「侵害情報の流通によって」という要件の充足性を否定したものと解される[24]。本判決が評価するように、著作権法上インラインリンクに係る情報自体によって公衆送信権侵害の幇助が成立するというのであれば、その（発信者により記録・入力された）インラインリンクに係る情報自体を侵害情報として捉えたうえで、その「流通によって」権利侵害が生じているのかを検討することになろうが、この点について本判決は特段の議論を展開してはいない[25]。

また、公衆送信権侵害の幇助に係る故意・過失については、名誉毀損に関する事例であるが、東京地判平15・3・31判時1817号84頁において、プロバイダ責任制限法4条1項1号「の規定と不法行為の成立要件を定めた民法709条の規定とを比較すると、同号の規定には『故意又は過失により』との不法行為の主観的要件が定められていないこ

---

一法の概要と制定10年後の検証の概要」堀部政男監修『プロバイダ責任制限法実務と理論』別冊NBL141号14頁、田中昌利ほか「〔どーじんぐ娘。事件〕判批」知財研フォーラム99号27頁～28頁、壇俊光＝板倉陽一郎「民事・刑事上のWebサイトリンク行為の違法性に関する比較についての試論」情報ネットワークローレビュー13巻1号77頁、谷川・前掲〈注1〉866頁以下等参照。

22) 東京高判平17・3・31（平成16年(ネ)第405号）〔ファイルローグ事件控訴審〕および知財高判平22・9・8判時2115号102頁〔TVブレイク事件控訴審〕参照。なお、いずれも規範的侵害主体論を用いたうえで、一般ユーザーではなく事業者を発信者とすることで、免責を認めない（プロバイダ責任制限法3条1項ただし書）ための議論であり（奥邨弘司「動画投稿共有サイト管理運営者と著作権侵害(3)」知的財産法政策学研究36巻126頁～127頁参照）、発信者情報開示請求の場面とは異なるが、このような解釈論については、法律の文言から逸脱した解釈であるとの批判も強い。佐藤豊「〔TVブレイク事件1審〕判批」パテント63巻7号70頁、佐藤祐介「〔TVブレイク事件1審〕判批」著作権研究37号248頁、村井麻衣子「〔TVブレイク事件1審〕判批」判評624号187頁、岡村久道「〔TVブレイク事件控訴審〕判批」堀部政男監修『プロバイダ責任制限法実務と理論』別冊NBL141号121頁～122頁参照。

23) 原審である東京地決平27・3・10（平成26年(ヨ)第4144号）を引用しつつ、当初の名誉毀損に係る主張に加えて、抗告審で新たにリンクを付する行為による公衆送信権侵害の幇助について主張が追加されたことに対しての判示である。

24) 谷川・前掲〈注1〉870頁～871頁注50参照。

25) ところで、仮に本判決の述べるように他人の公衆送信権侵害を前提にインラインリンクを付する行為を著作権法上その幇助とし、それについても発信者情報開示の対象となる場合があるとするならば、そのバランスからすると、同様の事例において同一人によるアップロード後のインラインリンクを付する行為についても、（実体法上自己による幇助となるのか、当初の公衆送信権侵害に係る発信者情報開示請求の範囲の問題となるのかは別として）発信者情報開示の対象とすることが素直であるように思われる。本件の「複製」型について谷川・前掲〈注1〉859頁注27参照。なお、似たようにみえる後述5(2)のような処理については、特に著作権法上の複製権侵害を問題にしている点で、本文および脚注文献のとおり懸念がある。またこの議論が適用できそうな〔たぬピク事件〕・前掲〈注4〉では、（その当否は別として）当初のアップロード行為が公衆送信権侵害とされていないため、別論となろう。

とが明らかであり、また、このような主観的要件に係る阻却事由についてまでも、原告（被害者）に、その不存在についての主張、立証の負担を負わせることは相当ではないので、原告（被害者）は、その不存在についての主張、立証をするまでの必要性はない」との判示がある[26]。これを前提とすると、発信者が被告からの意見聴取（プロバイダ責任制限法４条２項）において適切に対応し、故意・過失を否定することができれば、同条１項２号に係る「正当な理由」を欠く（「行為の違法性を除く不法行為の要件を明らかに欠いており、損害賠償請求を行うことが不可能と認められるような場合」に該当する[27]）として、請求が棄却されることになろうが[28]、実際上、（著作権侵害の場合に限らず）発信者の意見を受けて被告が応戦するケースは極めて稀との指摘があり[29]、インラインリンクを付する行為が当初の公衆送信権侵害の幇助に該当する場合、故意・過失につき疑義があったとしても発信者情報開示が認められるリスクが潜むことになる。

(2) 一体的な複製

なお、幇助とは離れるが、本判決は３(1)(3)において触れたように、同一人による「画像Ａを複製しこれをサーバー内に蔵置する行為と、同画像のURLに対するリンクを含む記事を投稿しこれをサーバー内に蔵置する行為は、一体的な複製として捉える」ことができるため、少なくとも各行為について複製権侵害が成立するとする判示がある[30]。通常、同一人であるならば、当初のアップロード行為について著作権侵害を問えば十分で、後続するそれにリンクを付する行為については検討の必要がないようにも思われるが、発信者情報開示との関係では、（たとえ保存期間の関係等で当初のアップロード行為に係る発信者情報開示がかなわずとも）後続のリンクを付する行為に係る発信者情報の開示を求めることができる点で、実益があるものと考えられる[31]。しかし、そのような手続的な必要性について（特に複製権につき）実体法レベルで対応してよいかは、支分権主義との関係をはじめ議論の余地があろう[32]。

## 6 補論――インラインリンクと著作者人格権侵害

本判決では、発信者情報開示請求の根拠として、著作権侵害のみならず著作者人格権侵害についても主張されていた。本判決ではおおむね著作権侵害（およびその幇助）が肯定されたため、著作者人格権侵害特有の問題は扱われなかった。

この点については、すでに〔Twitterリツイート事件控訴審〕において、アップロードされた著作物のデータにおいて変更が加えられてなくても、インラインリンクによる著作物の表示方法によっては、氏名表示権侵害および同一性保持権侵害が生じることが明らかにされている[33]。同事件によれば、本判決で問題となったもののうち、（本件写真の画像ファイルにあたる）画像Ａに係るインラインリンクについて同様の処理となろう。一方、（本件写真を加工した画像ファイルとされる）画像Ｂに係るインラインリンクについては、（その付し方に問題がない場合）すでに画像データに

26） 同判決を引用し、原告は、発信者の故意・過失については主張・立証責任を負わないとするものとして、関原秀行『基本講義プロバイダ責任制限法』101頁。

27） 総務省総合通信基盤局消費者行政第二課『プロバイダ責任制限法〔改訂増補第２版〕』81頁。

28） 福市・前掲〈注６〉156頁では、「リンクを設定する者は、通常、リンク先の著作物が適法に送信可能化されたのかは知りえない地位にあり、これを探索するまでの義務を課すことは適当ではない。そのため、リンクを設定する者は、過失が認められないのが通常であると考えられる」と指摘されている。壇＝板倉・前掲〈注21〉74頁～76頁も参照。

29） 道垣内弘人ほか「インターネット上の表現に関する名誉毀損訴訟・発信者情報開示訴訟」論究ジュリスト21号127頁（岸日出夫発言）。

30） なお、札幌地判平30・４・27・前掲〈注２〉においても類似の判示がなされている。

31） 谷川・前掲〈注１〉863頁～865頁。

32） 谷川・前掲〈注１〉860頁～862頁。

33） 高瀬・前掲〈注４〉45頁～46頁参照。ただし、谷川・前掲〈注18〉564頁以下も参照。

変更が加えられたものであることから、〔Twitterリツイート事件控訴審〕とは異なる事実関係となる。改変済みの著作物のデータに関する掲載につき同一性保持権侵害を肯定する東京地判平19・4・12（平成18年(ワ)第15024号）〔聖教グラフ事件〕もあるが、同事件の判断は改変済みの著作物のデータに係るアップロード行為も含む評価と考えられ、インラインリンクのみを取り出した場合どう評価されるのか、また仮に直接侵害が成立しない場合であっても、アップロード行為を〔聖教グラフ事件〕の文脈で違法としたうえで、インラインリンクを付する行為がその幇助に該当するという整理がありうるか、といった点は、明らかではない。

## 7　おわりに

以上検討してきたように、本判決はインラインリンクと著作権法、そして発信者情報開示制度をめぐって、さまざまな論点を内包する事例であったといえ[34]、著作権法上の検討に加えて、発信者情報開示請求における要件との重ね合わせも必要となるものであった。もっとも、明らかになっていない点や、疑問なしとしない点もあることから、本件の控訴審判決はじめ、今後の動向を注視する必要があろう。

※　本稿は2018年9月7日に行われた知的財産判例研究会における報告を基にしている。当日に貴重なご意見をいただいた参加者の方々には心より御礼申し上げる。また本稿の執筆にあたり、福岡大学法学部の谷川和幸准教授より本判決に係る情報提供を受けた。記して御礼申し上げる。

34）そのほか、判旨で言及しなかったが、経由プロバイダにつきプロバイダ責任制限法2条3号の「特定電気通信役務提供者」該当性を肯定した最判平22・4・8民集64巻3号676頁を引用しつつ、いわゆるネームサーバー管理者についても「特定電気通信役務提供者」該当性を認めた点や、侵害サイトG18（「グーグル社が提供する画像検索サービスにおける検索結果をスクリーンショットで撮影し、その画像（侵害サイトG18②）にリンクを設定して、グーグル社の提供する画像検索サービスに『ペンギン』と入力して検索を行うと、多数のペンギンの画像の中に1枚だけ直立した猫の画像が含まれていることを検索の結果をそのまま引用する形式で紹介し、論評するもの（侵害サイトG18①）」）をめぐって、グーグル社の画像検索サービスを利用した結果として表示される画像の中に複製された本件写真等が表示されることについて旧著作権法47条の6（現47条の5）が適用されるとし、さらに侵害サイトG18について一体として引用（著作権法32条1項）の適用を認め、加えて著作者人格権侵害も否定した点も、本判決の特徴といえそうである。

最新刊！　次代の決済法制を論じるための必読文献！

キャッシュレス決済と法規整
―横断的・包括的な電子決済法制の制定に向けて―
千葉　惠美子　編
A5判上製・468頁・定価本体8,600円＋税

▶キャッシュレス化が進むリテール決済を法的に分析し、従来、消費者法と決済法に分断して検討されてきた法制度について、横断的・包括的に規律するための立法政策のあり方を検討！

発行　民事法研究会
〒150－0013　東京都渋谷区恵比寿3－7－16
〔営業〕TEL03－5798－7257　FAX03-5798-7258